

(利用者に関する市町村への通知)

第11条 事業所は、利用者が正当な理由なしに訪問介護等の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態の程度を悪化させたとき若しくは悪化させるおそれがあるとき、又は利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第12条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第13条 従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者及び従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である間及び従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(高齢者の虐待の防止等のための措置)

第14条 事業者は、利用者等の人権擁護及び虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定する。

(2) 成年後見制度の利用を支援する。

(3) 苦情解決体制を整備する。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修、外部研修を年1回以上行う。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを青森市に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努める。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。